

選挙事務所の取扱い

令和4年11月24日
高松市都市整備局建築指導課

1 手続きについて

選挙事務所として建築物を建築しようとする場合には、次の手続きが必要となります。(建築場所、規模によっては確認申請等の手続きが不要の場合があります。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。)

- (1) **確認申請** 工事に着手する前に確認申請書を提出し、建築主事又は指定確認検査機関の審査を受け、確認済証の交付を受ける。
- (2) **仮設許可** 建築基準法令の緩和を受ける必要がある場合には、仮設許可申請書を高松市(担当:建築指導課)に提出し、審査を受け、許可通知書の交付を受ける。この仮設許可申請の手続きは、確認申請より前に行う必要があります。
- (3) **完了検査** 工事が完了し、建築物を使用開始する前に、完了検査申請書を提出し、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受け、検査済証の交付を受ける必要があります。

2 仮設許可が必要な場合

仮設許可を受けた建築物は、建築基準法の一部の規定が緩和されます。緩和を受けようとする場合は、必ず仮設許可を受けて下さい。

(参考) 緩和可能な規定:用途規制、接道、内装、便所、構造規定の一部など

3 小規模な選挙事務所を建築する場合

鉄骨造等で平家建て、かつ、床面積が200㎡以下のもので、建築士が設計したものは確認の特例が受けられ、確認申請に一部の設計図書の添付が不要となります。

(参考) 添付不要となる図書:立面図、断面図、構造図、設備図など

4 手数料について

確認申請や検査申請には手数料が必要です。また、仮設許可を受ける場合は別途、仮設許可申請手数料が必要です。

5 問い合わせ先

・高松市都市整備局建築指導課

TEL 087-839-2488